

## あんしん空き家流通促進事業補助金交付取扱要領

(趣旨)

第1 この要領は、あんしん空き家流通促進事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第10の規定により、必要な事項を定めるものとする。

(知事が別に定める要件)

第2 要綱第2第1号の知事が別に定める団体は、別表第1のとおりとする。

(交付申請等)

第3 要綱第6第1項に規定するあんしん空き家流通促進事業補助金交付申請書兼実績報告書は、別記様式第1号によるものとし、別表第2に掲げる書類を添えて提出するものとする。

(助成金の交付請求)

第4 要綱第8に規定するあんしん空き家流通促進事業補助金交付請求書は、別記様式第2号によるものとする。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から適用する。

平成29年1月13日 改正

平成29年4月1日 改正

平成30年2月1日 改正

平成31年4月1日 改正

令和2年4月1日 改正

令和3年4月1日 改正

令和5年3月31日 改正

令和7年4月1日 改正

(別表第1)(第2関係)

団体名	備考
一般社団法人 住宅瑕疵担保責任保険協会	
一般社団法人 住宅管理・ストック推進協会	
一般社団法人 日本住宅リフォーム産業協会	
特定非営利活動法人 住宅長期保証支援センター	
特定非営利法人 日本ホームインスペクターズ協会	
一般社団法人 日本木造住宅産業協会	
一般社団法人 プレハブ建築協会	
公益社団法人 日本建築士会連合会	
一般社団法人 全国古民家再生協会	
特定非営利活動法人 住宅情報ネットワーク	一級建物アドバイザーに限る
一般社団法人 全日本ハウスインスペクター協会	
一般社団法人 日本建築士事務所協会連合会	

(別表第2)(第3関係)

補助金の種類	添付書類
<p>既存住宅 現況検査等</p>	<p>居住を目的とする住宅であることが確認できるいずれかの書類                      (1) 申請物件に居住している者の住民票の写し                      (2) 過去に居住の用に供されていることが確認できる登記事項証明書(全部事項証明書(建物))の写し                      (3) 市町村が居住を目的とする住宅であることを認める書類の写し</p> <p>対象の住宅が店舗等の用途を兼ねる住宅である場合、店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積1/2未満であることを示す書類(図面等)</p> <p>検査(調査)報告書の写し</p> <p>申請者が、現況検査等事業者もしくは検査等を仲介した宅地建物取引業者に対し検査等費用を支払ったことが確認できる、前記の者が交付した以下のいずれかの書類                      (1) 請求書及び領収証の写し                      (2) 請求書及び銀行振込控えの写し</p> <p>既存住宅現況検査等技術者の登録証の写しまたは既存住宅状況調査技術者講習の修了証の写し</p> <p>売買に供する、または売買契約後1年以内の住宅であることが確認できる書類(媒介契約書の写し、売買契約書の写し等)</p> <p>その他知事が必要と認める書類</p>
<p>既存住宅売買 瑕疵保険</p>	<p>居住を目的とする住宅であることが確認できるいずれかの書類                      (1) 申請物件に居住している者の住民票の写し                      (2) 過去に居住の用に供されていることが確認できる登記事項証明書(全部事項証明書(建物))の写し                      (3) 市町村が居住を目的とする住宅であることを認める書類の写し</p> <p>対象の住宅が店舗等の用途を兼ねる住宅である場合、店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積1/2未満であることを示す書類(図面等)</p> <p>保険証券の写し</p> <p>宅地建物取引業者の買取り再販の場合においては、被保険者となる宅地建物取引業者が住宅瑕疵担保責任保険法人に対し、保険料相当額を支払ったことが確認できる以下のいずれかの書類                      (1) 請求書及び通帳の写し                      (2) 請求書及び銀行振込控えの写し</p> <p>個人間売買の場合においては、被保険者となる現況検査等事業者もしくは保険加入を仲介した宅地建物取引業者に対し、申請者が保険料等相当額を支払ったことが確認できる前記の者が交付した以下のいずれかの書類                      (1) 請求書及び領収証の写し                      (2) 請求書及び銀行振込控えの写し</p> <p>その他知事が必要と認める書類</p>

(別記様式第1号) (第3関係)

あんしん空き家流通促進事業補助金交付申請書兼実績報告書

年 月 日

長野県知事

殿

(郵便番号 - )

住 所

電話番号

フリガナ

氏 名

(法人にあつては代表者の氏名)

あんしん空き家流通促進事業補助金の交付を受けたいので、補助金等交付規則(昭和34年長野県規則第9号)第3条の規定に基づき下記のとおり申請するとともに、同規則第12条の規定に基づき関係書類を添えて報告します。

記

1 補助対象住宅概要

所在地	
構造	
床面積	平方メートル

2 事業の内容

(1) 既存住宅現況検査等

検査(調査)日	検査(調査)技術者氏名	登録団体名	登録番号等
年 月 日			

(2) 既存住宅売買瑕疵保険

住宅瑕疵担保責任保険法人	
契約日	年 月 日
保険期間	年 月 日から 年 月 日まで
付帯する特約 (該当項目に○印)	<ul style="list-style-type: none"><li>給排水管路特約</li><li>引渡前リフォーム工事特約</li><li>その他 ( )</li></ul>

3 交付申請額 \_\_\_\_\_ 円

算出の基礎

種類	状況調査に要した経費 又は保険料等相当額 (①)	①×1/2 ただし、5万円を超え る場合は5万円 (②)	交付申請対象額 ②の額の千円未満を切り 捨てた額
既存住宅現況検査等補助金	円	円	円
既存住宅売買瑕疵保険補助金	円	円	円
合計金額			【交付申請額】 円

(別記様式第2号) (第5関係)

あんしん空き家流通促進事業補助金交付請求書

年 月 日

長野県知事

殿

(郵便番号 - )

住 所

電話番号

フリガナ

氏 名

(法人にあつては代表者の氏名)

年 月 日付け長野県達 第 号で交付決定及び額の確定のあつた、あんしん空き家流通促進事業補助金を下記のとおり交付してください。

記

1 請求金額 円

2 助成金振込先

金融機関名	
本(支)店名	
口座種別(○で囲む)	普通 ・ 当座
口座番号	
フリガナ 口座名義人	

(様式第3号) (第10関係)

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日

長野県知事

殿

補助事業者  
(所在地)  
(名称・代表者)

年 月 日付け長野県達 第 号で交付決定及び額の確定のあった、  
あんしん空き家流通促進事業補助金について、下記のとおり報告します。

記

- 1 規則第13条第1項の規定による確定額  
金 円
- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要補助金返還相当額）  
金 円

注：金額の積算の内訳等を示す資料を添付のうえ提出のこと。

金額が不明または0円であっても、額の確定のあった日の翌年の6月15日までの報告のこと。